

千葉県イノベーション拠点認定事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉県イノベーション拠点認定事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき「千葉県イノベーション拠点」として認定された施設の拠点整備及び運営に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) イノベーション モノ、仕組み、サービス、組織、ビジネスモデルなどに新たな考え方や技術を取り入れることにより、事業活動に新たな価値を見出す取組み全般をいう。
- (2) イノベーション拠点 多様な企業や個人が交流できるコワーキングスペース等で、コミュニティマネージャーの機能を持った人材の配置や交流イベントの実施等により、イノベーション創出に資する取組みを行う施設をいう。
- (3) コワーキングスペース 複数の企業や個人が利用できる共用型のワークスペースをいう。
- (4) レンタルオフィス 一般的な貸事務所と異なり、複数の利用者に提供されている専有スペースの一つを契約して利用するオフィス形態をいう。
- (5) コミュニティマネージャー 施設利用者のコミュニティ形成を促進するため、施設利用者の事業内容や連絡先等の把握に努め、積極的に施設利用者間又は施設利用者と外部の者との交流が図れるよう、仲介等をする人材をいう。
- (6) 交流イベント 新たなイノベーションを創出することを目的に、施設内外又はオンラインにて、複数の施設利用者間又は施設利用者と外部の者が事業の発表や意見交換を行う行事をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、第8条第1項の規定による交付申請を行う時点において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市税（延滞金を含む）を滞納していないこと。
 - (2) その他の法令等に違反していないこと。
 - (3) 実施要綱第5条第1項に規定する認定の通知を受けた者（以下「認定事業者」という。）で、当該認定を受けた施設が実施要綱第6条に規定する認定期間にあること。
 - (4) 国、公共団体又は公共的団体でないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者に該当しないものとし、補助期間終了までの間に新たに次の各号のいずれかに該当した者は、将来にわたり補助事業者の資格を失うものとする。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその事業活動を支配する者
 - (2) 代表者又は役員が暴力団員である者
 - (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持

運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に係る者
- (5) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (6) 公序良俗に反する等、市長が不相当と認める者

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱に基づき「千葉県イノベーション拠点」として認定された施設における、当該拠点の整備及び運営に係る事業とする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、実施要綱第5条第1項の規定による認定日から1年間とする。

（補助対象経費）

第6条 補助対象となる経費は、第4条に規定する事業を実施するために要する経費で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 整備・改修工事費
 - (2) 事務機器購入費
 - (3) 交流イベントの実施に係る経費（食糧費は除く。ただし、セミナー等のお茶など簡素な飲食は対象とする。）
 - (4) 広告費
 - (5) コミュニティマネージャーの人件費
 - (6) コミュニティマネージャーの人材育成研修費
 - (7) その他市長が認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、対象外とする。
- (1) 他の機関又は制度において助成を受けた経費
 - (2) 租税公課
 - (3) 公的な支援の対象として、市長が不相当と認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の範囲内とし、かつ、予算の範囲内で市長が定める額とする。

- 2 前項に規定する補助金の額の上限は、実施要綱第5条第1項に規定する認定を受けた施設につき、250万円とする。

（補助金交付申請）

第8条 認定事業者が、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金交付申請書（様式第1号）に、別表1に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 交付申請の対象となる補助対象経費は、当該年度に発生し、かつ、支出が完了する経費に限るもの

とする。

(補助金交付の審査・条件)

第9条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、書類審査及び必要な調査等により、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 交付の申請をする者が第3条第1項各号に規定する要件を満たしていること。
- (2) 交付の申請をする者が第3条第2項各号に規定する事項のいずれにも該当しないこと。
- (3) 必要に応じて実施要綱第8条に規定する承認を受けていること。
- (4) 交付の申請時に提出する補助事業計画書(様式ア)の内容が、実施要綱第5条第1項に規定する認定又は同要綱第8条に規定する承認を受けた事業計画に沿った内容であること。

2 規則第5条の規定により附する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、交付申請額の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。ただし、事業の趣旨・目的に支障を及ぼさないと認められる変更であって、補助対象経費の総額の20%に満たない経費の配分の変更については、この限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補助金交付決定)

第10条 市長は、前条の規定による審査によりその要件を満たすと認めるときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しない決定をしたときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金不交付決定通知書(様式第2号の2)により、申請者へ通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第11条 前条の規定による交付決定を受けた者は、規則第5条第1項第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金変更交付申請書(様式第3号)に、別表2に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の変更交付を決定し、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに、申請者に通知するものとする。

3 市長は、変更内容を審査し不決定とするときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金変更不交付決定通知書(様式第4号の2)により、補助事業者へ通知するものとする。

(中止又は廃止の承認申請)

第12条 第10条第1項の規定による交付決定を受けた者が、第9条第2項第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)に、別表3に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により中止又は廃止の承認申請があったときは、書類審査及び必要な調査を行い、承認する場合には、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、事業の中止又は廃止の理由について、やむを得ない事由であると判断したときは、補助対象期間の内の支払済みの対象経費に係る補助金を交付することができる。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業の完了の報告をしようとするときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金事業実績報告書（様式第7号）に、別表4に定める書類を添付して、次の各号に掲げる日のうち、いずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める理由があるときは、この限りでない。なお、前条第2項に規定する千葉県イノベーション拠点認定事業補助金事業中止（廃止）承認通知書の通知を受けた者のうち、同条第3項の規定により補助金の交付を受ける者も同様とする。

（1）第10条第1項の規定による補助金の交付決定日の属する年度の3月31日

（2）第8条第1項の規定による補助金の交付申請時に提出した千葉県イノベーション拠点認定事業補助金交付申請額内訳書（様式第1号の2）に記載されている全ての経費の支払い終了日の翌日から起算して30日以内。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定しようとするときは、書類審査及び必要な調査を行うものとする。ただし、交付の申請から額の確定までの間において、当該報告の内容が補助事業の要件等に適合する旨の確認がなされている場合は、この限りではない。

- 2 規則第13条の規定による通知は、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、速やかに、行うものとする。

（補助金交付の時期）

第15条 補助金は、前条の規定により確定した額を、補助事業の終了後に交付するものとする。

（補助金交付の請求）

第16条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金交付請求書（様式第9号）に、別表5に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が、規則第17条第1項に該当すると認められる場合の他、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、千葉県イノベーション拠点認定事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、その決定の全部又は一部を取り消し、補助金の交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を千葉県イノベーション拠点認定事業補助金返還命令書（様式第11号）により命ずることができる。

- (1) 市税（延滞金を含む）、その他公課を滞納したとき。
- (2) 施設の運営に際し、重大な法令違反等があったことが明らかになったとき。
- (3) 第3条第1項に定める要件を満たさなくなったとき。
- (4) 第3条第2項に規定する事項のいずれかに該当したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付すること又は交付したことが不相当と認めるとき。

（補助金の経理）

第18条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る経理について明確にした帳簿書類を整理保管し、第10条第1項の規定による補助金の交付決定日の属する年度の翌月初日から起算して5年間保存しなければならない。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表1 交付申請書添付書類（第8条関係）

- (1) 補助事業計画書（様式ア）
- (2) 千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付申請額内訳書（様式第1号の2）
- (3) 千葉市イノベーション拠点認定通知書（実施要綱様式第2号）の写し
- (4) 税情報閲覧同意書兼誓約書（様式イ）
- (5) その他市長が必要と認める書類

別表2 変更交付申請書添付書類（第11条関係）

- (1) 補助事業計画書（様式ア）
- (2) 千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付申請額内訳書（様式第1号の2）
- (3) 変更に伴う関係書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

別表3 事業中止（廃止）承認申請書添付書類（第12条関係）

- (1) 事業の中止又は廃止に伴う関係書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

別表4 実績報告書添付書類（第13条関係）

- (1) 購入した物品、サービス等の支払いを証明する書類
- (2) 補助事業の成果を示すもの
 - 物品を購入した場合 : 購入物品の実物写真など
 - サービスを購入した場合 : サービスの成果物など

人件費の場合	: 補助対象期間の勤務実績など
研修を受けた場合	: 研修の名称と金額が分かるものなど

(3) その他市長が必要と認める書類

別表5 交付請求書添付書類（第16条関係）

(1) 千葉市イノベーション拠点認定事業補助金交付決定通知書（様式第2号）の写し
--

(2) 千葉市イノベーション拠点認定事業補助金額確定通知書（様式第8号）の写し

(3) その他市長が必要と認める書類
